

プロジェクト 公正価値測定に関するガイダンス及び開示

項目 時価の定義及びガイダンスに関する公開草案の文案及び論点の検討  
② (結論の背景)

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、時価の定義及びガイダンス（時価に関する開示を含まない。）について、公開草案の論点を議論するために、会計基準案及び適用指針案の結論の背景について文案の形で示しており、それらについて検討することを目的としている。

## II. 文案及び関連する論点の検討

2. 本資料においては、審議事項(2)-3における会計基準案及び適用指針案（本文）の構成を前提として、その構成における見出しのそれぞれについて、次の方針により、時価の定義及びガイダンスに関する会計基準案及び適用指針案における結論の背景の文案と、それらの作成方針及び今後の検討課題も示している。
  - (1) 文章の表現については、IFRS 第 13 号「公正価値測定」（以下「IFRS 第 13 号」という。）の日本語訳と同一のものとはしておらず、表現の見直しを行っている。
  - (2) IFRS 第 13 号の結論の根拠の記載についても、一部文案に取り込むことが考えられるが、IFRS 第 13 号の結論の根拠の記載については、今回の文案に含めていない。
  - (3) 「経緯」、「範囲」及び「適用時期等」については、今回の文案には含めていない。
  - (4) 文中の（¶）は、IFRS 第 13 号における項番号を表すものであり、最終的には削除するものである。

## 用語の定義

(文案)

### 【会計基準】

1. 本会計基準では、IFRS 第 13 号における用語の定義のうち、必要と考えられるものについて、本会計基準の用語の定義に含めている（第 XX 項参照）。
2. 市場参加者は関連当事者ではない（第 XX 項(1)①参照）と定義しているが、関連当事

者との取引が市場における条件で行われたという証拠を有している場合には、当該関連当事者との取引の価格を時価算定のインプットとして用いることができる。(¶付録A)

**(作成方針)**

3. IFRS 第 13 号の用語の定義(付録 A)のうち、市場参加者の定義における関連当事者との取引に対する説明については、会計基準の結論の背景に取り込んでいる。

**時価の算定—時価の定義**

**(文案)**

**【会計基準】**

1. 時価を算定する目的は、現在の市場環境の下で、時価の算定日における市場参加者間の秩序ある取引についての資産の売却によって受け取るであろう価格又は負債の移転のために支払うであろう価格(第 XX 項(¶9)参照)を見積ることである。本会計基準では、本会計基準の範囲に含まれる項目の時価について、次の基本的な考え方を示すこととしている。(¶2、3、24、57、付録 A、B2)
- (1) 時価の算定は、市場を基礎としたものであり、対象となる企業に固有のものではない。
- (2) 時価は、直接観察可能であるか又は評価技法を用いて見積るかにかかわらず、算定日における市場参加者間の秩序ある取引についての出口価格(資産の売却によって受け取るであろう価格又は負債の移転のために支払うであろう価格)であり、入口価格(交換取引において資産を取得するために支払った価格又は負債を引き受けるために受け取った価格)ではない。
- (3) 同一の資産又は負債の価格が観察可能でない場合に用いる評価技法には、関連性のある観察可能なインプットを最大限利用し、観察できないインプットの利用を最小限にする。
- (4) 時価を算定するにあたっては、市場参加者が資産又は負債の時価を算定する際に用いるであろう仮定を用いるが、資産の保有や負債の決済又は履行に関する企業の意図は反映しない。

**(作成方針)**

4. IFRS 第 13 号における「目的」(主に IFRS 第 13 号第 2 項及び第 3 項)について、時価の算定の目的として、時価が入口価格ではなく出口価格であることを強調した上で、会計基準案の結論の背景として取り込んでいる。

## 時価の算定－時価の算定単位

(文案)

### 【会計基準】

1. 本会計基準第 XX 項（¶48）の定めは、金融資産及び金融負債のグループの管理について、市場リスク又は信用リスクのいずれかに対する金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として行っている場合に、例外的な取扱いを認めるものである。この場合、金融資産及び金融負債のグループの時価は、市場参加者が算定日において正味の資産又は負債の時価を算定する方法と整合的に算定する。（¶48）
2. 本会計基準第 XX 項（¶48）の定めは、金融資産と金融負債の貸借対照表における相殺表示（金融商品実務指針第 140 項）には適用されない。グループを基礎として算定した時価の調整をグループ内の個々の金融資産及び金融負債の時価に配分する場合には、状況に応じた合理的な方法を毎期継続して適用する。（¶50）
3. 本会計基準第 XX 項（¶48）の定めを特定の市場リスクに適用するにあたっては、特定の市場リスクに対する金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債について、買気配と売気配の間の適切な価格を適用する。（¶53）

(作成方針)

5. IFRS 第 13 号におけるポートフォリオの例外規定に関する説明について、会計基準案の結論の背景に取り込んでいる。
6. IFRS 第 13 号におけるポートフォリオの例外規定が貸借対照表における表示に適用されないこと（IFRS 第 13 号第 50 項）について、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」における貸借対照表の相殺表示の定めを参照して記載している。

## 時価の算定－時価の算定の前提

(文案)

### 【適用指針】

1. 資産又は負債に関する主要な市場がある場合には、他の市場における価格が有利となる可能性があるとしても、当該主要な市場における価格を表すように時価を算定する。

( ¶ 18)

2. 市場参加者、主要な市場又は最も有利な市場は、企業自身の判断に基づき決定するため、異なる活動を行う企業間では異なる可能性がある。( ¶ 19)
3. 算定日現在の資産の売却又は負債の移転に係る時価情報を提供する観察可能な市場がない場合でも、時価の算定にあたっては、当該資産又は負債を保有する市場参加者の観点を考慮して、当該算定日に生じる取引を仮定する。( ¶ 21)
4. 市場参加者を想定するにあたっては、具体的な市場参加者を特定する必要はないが、次の要因を考慮して想定する。( ¶ 23)
  - (1) 対象となる資産又は負債
  - (2) (1)の資産又は負債に関する主要な市場又は最も有利な市場
  - (3) (2)の市場で企業が取引を行うであろう市場参加者
5. 取得又は売却に要する付随費用は、資産又は負債の特性ではなく、取引に固有のものであり、企業の取引の形態により異なるため、当該付随費用について、主要な市場又は最も有利な市場における価格を調整しない(第 XX 項 ( ¶ 25) 参照)。
 

ただし、例えば、コモディティについて、その所在地が資産の特性である場合には、輸送費用について、主要な市場又は最も有利な市場における価格を調整する(第 XX 項 ( ¶ 26) 参照)。( ¶ 25、26)
6. 会計基準第 XX 項(2) ( ¶ 24) において、時価は出口価格であるとしているが、取引価格は、交換取引において資産を取得するために支払った価格又は負債を引き受けるために受け取った価格であり、入口価格である。そのため、必ずしも時価と取引価格は同一とはならないが、例えば、取引日において資産を取得する取引が当該資産が売却されるであろう市場で行われる場合には、当初認識時の時価が取引価格と同一となることが多く、当該取引及び資産又は負債に固有の要因を考慮して、当初認識時の時価が取引価格と同一となるかどうかを判断する(第 XX 項 ( ¶ 59) 参照)。( ¶ 57-59)

#### (作成方針)

7. 適用指針案に取り込んでいる時価の算定の前提に関する説明として、主要な市場又は最も有利な市場、市場参加者、取得コスト・輸送コスト、当初認識時の時価に係る説明を適用指針案の結論の背景に取り込んでいる。
8. トレーディング目的で保有する棚卸資産を会計基準案の範囲に含めることを前提として、コモディティに係る輸送コストの記載について取り込んでいる。

## 時価の算定—時価の算定方法（1）評価技法

### （文案）

#### 【会計基準】

1. インプットが観察可能となる可能性のある市場としては、例えば、取引所市場、ディーラー市場、ブローカー市場、相対市場等がある。（¶68）
2. インプットの入手可能性及びその主観性が評価技法の選択に影響を及ぼす可能性がある（第XX項（¶61）参照）が、時価を分類するレベル（第XX項（¶73）参照）は、評価技法に用いるインプットのレベルに基づくものであり、評価技法に基づくものではない。（¶74）

#### 【適用指針】

1. 取引価格が当初認識時の時価であり、当初認識より後における時価を算定するために観察できないインプットを使用する評価技法が用いられる場合には、当初認識時において評価技法を用いた結果が取引価格と同一となるように、評価技法を補正する。（¶64）

#### （現在価値技法）

2. インカム・アプローチ（第XX項（¶B10）参照）には、現在価値技法が含まれる。現在価値技法にはさまざまな方法があるが、どのような方法を用いるかは、対象となる資産又は負債に固有の事実及び状況や十分なデータが利用できるかどうかによる。（¶B12）
3. 時価の算定に現在価値技法を用いるにあたっては、市場参加者の観点から算定日現在の次の要素のすべてを考慮する。（¶B13）
  - (1) 対象となる資産又は負債の将来キャッシュ・フローの見積り
  - (2) キャッシュ・フローに固有の不確実性を表すキャッシュ・フローの金額及び時期の変動の可能性についての予想
  - (3) 貨幣の時間価値（信用リスクフリーレート）
  - (4) キャッシュ・フローに固有の不確実性を負担するための対価（リスク・プレミアム）
  - (5) その状況において市場参加者が考慮に入れるであろう他の要素
  - (6) 負債については、負債の不履行リスク
4. 現在価値技法の使用における一般的な原則は、次のとおりである。（¶B14）
  - (1) キャッシュ・フロー及び割引率は、市場参加者が資産及び負債の時価を算定する際に用いるであろう仮定を反映する。

- (2) キャッシュ・フロー及び割引率は、対象となる資産又は負債に固有の要素のみを考慮する。
- (3) リスク要因の影響を二重に計算しないように又はリスク要因の影響が除かれないように、割引率はキャッシュ・フローに固有の仮定と整合する仮定を反映する。  
例えば、貸付金のキャッシュ・フローとして、契約キャッシュ・フローを用いる場合には、割引率は、将来の債務不履行に関する予想を反映する（割引率調整法）。一方、期待キャッシュ・フローを用いる場合には、当該期待キャッシュ・フローに将来の債務不履行に関する不確実性に係る仮定が既に反映されているため、割引率調整法と同じ割引率ではなく、期待キャッシュ・フローに固有のリスクと整合的な割引率を用いる（期待現在価値法）。
- (4) キャッシュ・フロー及び割引率に関する仮定は、相互に整合的なものとする。  
例えば、物価上昇の影響を含む名目キャッシュ・フローは、物価上昇の影響を含んだ割引率で割り引き、物価上昇の影響を除く実質キャッシュ・フローは、物価上昇の影響を除く割引率で割り引く。また、同様に、税引後のキャッシュ・フローは税引後の割引率で割り引き、税引前のキャッシュ・フローは、当該キャッシュ・フローと整合する割引率で割り引く。
- (5) 割引率は、キャッシュ・フローが表示される通貨の基礎的な経済的要因と整合したものとする。
5. 現在価値技法においては、キャッシュ・フローの見積りに不確実性が存在するため、市場参加者がキャッシュ・フローに固有の不確実性に対する対価として要求するであろう金額を反映するリスク・プレミアムを含める。適切なリスク・プレミアムの決定に関する困難さのみでは、リスク・プレミアムを含めない十分な根拠とはならない。（¶B15-16）
6. 現在価値技法については、リスクの調整方法及び用いるキャッシュ・フローの種類により、例えば、次の方法がある。（¶B17）
- (1) 割引率調整法  
リスク調整後の割引率と、契約上又は約束された、あるいは最も可能性の高いキャッシュ・フローを用いる方法
- (2) 期待現在価値法（確実性等価法）  
リスク調整後の期待キャッシュ・フローと信用リスクフリーレートを用いる方法
- (3) 期待現在価値法（リスク調整法）  
リスク調整を行わない期待キャッシュ・フローと、市場参加者が要求するリスク・プレミアムを含めるように調整した割引率（(1)で用いる割引率とは異なる。）を用いる方法

**(作成方針)**

9. インプットが観察可能となる可能性のある市場については、例示を含めているが、それぞれの市場の説明（IFRS 第 13 号 B34 項）については、特段の有用な記載がないと考えられ、会計基準案の結論の背景に取り込んでいない。
10. 時価を分類するレベルは、インプットに基づくレベルであり、評価技法に基づくものではないこと（IFRS 第 13 号第 74 項）を会計基準案の結論の背景に取り込んでいる。
11. IFRS 第 13 号では、現在価値技法の詳細な記載を適用指針として含めており、現在価値技法の一般的な説明（IFRS 第 13 号 B12 項から B17 項）について、適用指針の結論の背景に取り込んでいる。

**(今後の検討課題)**

12. IFRS 第 13 号の適用指針に示される現在価値技法のうち特定の評価技法における数値例（割引率調整法については、IFRS 第 13 号 B18 項から B22 項、期待現在価値法については、IFRS 第 13 号 B23 項から B30 項）について、設例に含めるかどうか検討することが考えられる。

**時価の算定－時価の算定方法（2）インプット****(文案)****【適用指針】****(インプットの調整)**

1. 時価を算定するにあたっては、資産又は負債の特性に基づく調整を考慮するが、当該調整は、対象となる資産又は負債に適用される会計処理又は開示における単位（会計基準第 XX 項（¶14））と整合的なものとする。資産又は負債の保有規模については、資産又は負債の特性（例えば、支配プレミアム（第 XX 項（¶69）参照））として時価に反映することは考えられるが、企業による保有の特性（例えば、市場における通常の日次取引高では売却できないほどに金融商品を大量に保有している状況（第 XX 項（¶69）参照））として時価に反映してはならない。（¶69）

**(レベル2のインプット)**

2. レベル2のインプット（第 XX 項（¶82）参照）としては、例えば、次のものがある。

( ¶ B35)

(1) 全期間にわたり観察可能なスワップ・レート

スワップ・レートに基づく固定受・変動払の金利スワップに関して、スワップ・レートが金利スワップのほぼ全期間にわたり一般的に公表されている間隔で観察可能である場合、当該スワップ・レートはレベル2のインプットとなる。

(2) ほぼ全期間にわたり観察可能な外貨建イールド・カーブに基づくスワップ・レート

外貨建イールド・カーブに基づく固定受・変動払の金利スワップに関して、外貨建イールド・カーブに基づくスワップ・レートが金利スワップのほぼ全期間にわたり一般的に公表されている間隔で観察可能である場合、当該外貨建イールド・カーブに基づくスワップ・レートはレベル2のインプットとなる。

例えば、金利スワップの期間が10年であり、9年までのスワップ・レートは一般的に公表されている間隔で観察可能であるが、10年目のスワップ・レートについてはイールド・カーブから合理的に推定することにより算出している場合に、当該推定が金利スワップ全体の時価に対して重要性に乏しいときが該当する。

(3) 全期間にわたり実質的に観察可能な銀行が公表するプライム・レート

銀行が公表するプライム・レートに基づく固定受・変動払の金利スワップに関して、プライム・レートが金利スワップのほぼ全期間にわたり観察可能な金利との相関関係によって裏付けられる場合、当該プライム・レートはレベル2のインプットとなる。

(4) 観察可能な市場データに裏付けられるインプライド・ボラティリティ

3年物の株式オプションに関して、当該株式に係る1年物と2年物の株式オプションの価格が観察可能であり、かつ、推定により算出した3年物の株式オプションのインプライド・ボラティリティが当該オプションのほぼ全期間について観察可能な市場データの裏付けがある場合、3年目までの推定によるインプライド・ボラティリティはレベル2のインプットとなる。

具体的には、当該インプライド・ボラティリティは、1年物及び2年物の株式オプションのインプライド・ボラティリティとの相関関係があることを前提として、1年物及び2年物の株式オプションのインプライド・ボラティリティからの推定によって算出され、比較可能な類似企業の3年物の株式オプションのインプライド・ボラティリティによって裏付けられる場合である。

**(レベル3のインプット)**

3. レベル3のインプットを用いるにあたっては、市場参加者が資産又は負債の時価を算定する際に用いるであろう仮定を反映する(第XX項( ¶ 87)参照)が、当該仮定には、



次のリスクに関する仮定が含まれる。

- (1) 特定の評価技法に固有のリスク
- (2) インプットに固有のリスク

例えば、資産又は負債の取引の数量又は頻度が著しく低下し、取引価格又は公表価格が時価を表していないと判断した場合（会計基準第 XX 項（¶ 88）参照）等、時価の算定に重要な不確実性が存在する場合には、リスクに関する調整を時価の算定に反映することが必要となる可能性がある。（¶ 88）

4. レベル 3 のインプット（第 XX 項（¶ 87）参照）としては、例えば、次のものがある。（¶ B36）

- (1) 観察可能な市場データによる裏付けがないスワップ・レート

長期の通貨スワップに関して、各通貨のイールド・カーブからスワップ・レートを算出しているが、所定の通貨のイールド・カーブが、当該通貨スワップのほぼ全期間にわたり一般的に公表されている間隔で観察可能な市場データによる裏付けがない場合、当該スワップ・レートはレベル 3 のインプットとなる。

- (2) ヒストリカル・ボラティリティ

3 年物の株式オプションに関して、過去の株価から算出されたヒストリカル・ボラティリティはレベル 3 のインプットとなる。通常、ヒストリカル・ボラティリティは、オプションの価格に利用できる唯一の情報であるとしても、将来のボラティリティに対する市場参加者の現在の期待を表すものではない。

- (3) 観察可能な市場データによる裏付けがない価格調整

金利スワップに関して、当該スワップについての拘束力のない合意による仲値に対する価格調整が、観察可能な市場データによる裏付けのないデータを用いて決定された場合、当該価格調整はレベル 3 のインプットとなる。

#### （作成方針）

13. IFRS 第 13 号におけるレベル 2 のインプット及びレベル 3 のインプットの例（IFRS 第 13 号 B35 項及び B36 項）について、金融商品以外に関するものを除き、適用指針案の結論の背景等に取り込んでいる。

## 時価の算定一時価の算定方法(3) 資産又は負債の取引の数量又は頻度が著しく低下している場合等

### (文案)

#### 【会計基準】

1. 資産又は負債の取引の数量又は頻度が当該資産又は負債に係る通常の市場における活動に比して著しく低下したと判断した場合には、取引価格又は公表価格が時価を表しているかどうかについての評価(第XX項(¶B38)参照)が必要であり、取引の数量又は頻度が低下したのみでは、取引価格又は公表価格が時価を表していないあるいは当該市場の取引が秩序あるものではないとはいえない。(¶B38)
2. リスクに関する調整(第XX項(¶B39)参照)は、現在の市場環境の下で、時価の算定日における市場参加者の秩序ある取引を反映するものであり、その算定の困難さのみでは、リスクに関する調整を行わない十分な根拠とはならない。(¶B39)
3. 資産又は負債の取引の数量又は頻度が著しく低下している場合には、評価技法の変更又は複数の評価技法の利用が適切となる可能性がある。(¶B40)
4. 資産又は負債の取引の数量又は頻度が著しく低下している場合であっても、時価の算定にあたっては、時価の定義(会計基準第XX項(¶9))に基づき、算定日における事実及び状況を考慮する。時価の算定は、市場を基礎とした算定であり、企業固有の算定ではないため、資産の保有あるいは負債の決済又は履行に関する企業の意図は、時価を算定する際に考慮しない。(¶B41、B42)

#### 【適用指針】

##### (資産又は負債の取引の数量又は頻度が著しく低下している場合)

1. 資産又は負債の取引の数量又は頻度が当該資産又は負債に係る通常の市場における活動に比して著しく低下している場合、当該資産又は負債の時価の算定に影響を及ぼす可能性があるため、入手できる情報に基づき、第XX項(¶B37)に示す要因を評価する。(¶B37)

##### (秩序ある取引ではない取引の識別)

2. 資産又は負債の取引の数量又は頻度が当該資産又は負債に係る通常の市場における活動に比して著しく低下している場合、取引が秩序ある取引かどうか(第XX項(¶B43)参照)を判断することは困難であるが、このような状況において、当該市場におけるすべての取引が秩序ある取引ではない(すなわち、強制的な清算取引又は投売り)と結論付けることは適切ではなく、例えば、次の秩序ある取引ではないことを示す状況を評価する。(¶B43)

- (1) 現在の市場環境の下で、当該取引に関して通常かつ慣習的な市場における活動ができるように、時価の算定日以前の一定期間について取引が市場に十分さらされていないこと
  - (2) 通常かつ慣習的な市場における活動の期間があったが、売手が一人の買手としか交渉していないこと
  - (3) 売手が破綻又は破綻寸前であること
  - (4) 売手が規制上又は法的な要請から売却せざるを得ないこと
  - (5) 直近の同一又は類似の取引と比較して、取引価格が異常値であること
3. 企業が取引当事者である場合、当該取引が秩序ある取引かどうかを判断するための十分な情報を有するものと推定する。(¶B44)

#### (第三者から入手した価格の利用)

4. 時価の算定にあたって第三者から入手した価格を考慮する程度(第XX項(¶B46)参照)を評価する際には、当該価格の性質(例えば、当該価格が参考価格であるのか又は拘束力のある売却価格であるのか)を考慮する。第三者から入手した価格のうち、拘束力のある売却価格を表すものは、時価の算定にあたって考慮する程度を高くする。(¶B47)

#### (作成方針)

14. 資産又は負債の取引の数量及び頻度が著しく低下していると判断した場合であっても、当該市場におけるすべての取引が秩序ある取引ではないと結論付けるのは適切ではない旨及び取引が秩序ある取引ではないことを示す状況(IFRS第13号B43項)について、適用指針案の結論の背景に取り込んでいる。

### 時価の算定—時価の算定方法(4)負債又は払込資本を増加させる金融商品の時価

#### (文案)

##### 【適用指針】

1. 負債の時価の算定にあたっては、当該負債の時価を算定する単位に基づき、負債の不履行リスクの影響を反映する(会計基準第XX項(¶42))。第三者の信用補完(例えば、第三者による債務保証)が付された負債であって、当該第三者の信用補完が負債とは別に処理される場合には、当該信用補完の影響を負債の時価の算定に反映しない。この場合には、負債の時価の算定には、第三者の保証者の信用リスクではなく、企業自身の信用リスクを反映する。(¶44)

2. 負債又は払込資本を増加させる金融商品の移転を妨げる制約の影響は、時価の算定におけるインプットに反映されているため、負債又は払込資本を増加させる金融商品の時価を算定するにあたっては、当該制約の影響についてインプットを調整しない。

例えば、負債の取引日において、移転を妨げる制約が当該負債に含まれていることを認識したうえで、債権者と債務者の双方が当該負債の取引価格に合意した場合、移転を妨げる制約の影響は取引価格に反映されているため、追加的な調整は行わない。これは、その後の時価の算定日においても同様である。(¶ 45、46)

**(作成方針)**

15. 負債又は払込資本を増加させる金融商品の時価の算定について、信用補完や移転の制約に係る説明については、適用指針案の結論の背景に取り込んでいる。

**ディスカッション・ポイント**

現時点の結論の背景の文案及び関連する論点について、ご意見を頂きたい。

以 上